

令和8年（ワ）第8637号 国家賠償請求事件

原告 相嶋[REDACTED]ほか2名

被告 国

答 弁 書

令和8年6月22日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙のとおり）

部 付 山 口 雅 裕

部 付 小 西 俊 輔

訟 務 官 津 野 立 也

法 務 事 務 官 藤 田 祥 平

**第 1 請求の趣旨（2026年4月24日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）
に対する答弁**

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第 2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上

別紙

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部

民事訟務部門 津野 宛て

電話 03-5213

FAX 03-